

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（253））
2. 日時：平成29年8月2日 13時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁 18階B会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他10名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、7月28日のヒアリングの提出資料及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
  - 異区分区画内の火災防護対象設備に関して、「火災により機能喪失しても機能に影響なし」の記載について、火災防護を行うことがわかるように修文して提示すること。
  - 異区分区画内の火災防護対象設備を網羅的に表に整理して提示すること。また、異区分区画内の火災防護対象設備について、どのような系統分離対策をするのか機器ごとに明記すること。
  - 内部火災影響評価について、系統分離未実施の状況（現状）から評価の具体的な流れがわかるように整理して提示すること。
  - ケーブル処理室内のケーブルトレイの系統分離について、複合体及び耐火ラッピングの施工状態を明確に提示すること。
  - 複合体内部の光ファイバー式熱感知器の位置付け（自主設備としての扱い）を整理して提示すること。
  - ケーブル処理室の床下のケーブルトレイのイメージ図を提示すること。
  - 中央制御室の制御盤及びコンクリートピット内の系統分離の図を提示すること。

と。

- 中央制御盤内の火災防護について、1時間耐火による分離と火災感知・自動消火設備設置の要求に適合しているとは言えないが、離隔距離等による分離対策、高感度の煙感知器による早期感知及び運転員による早期の消火活動により、対策として効果的とする根拠を明確に提示すること。
- 盤内の熱感知カメラの設置の詳細を整理して提示すること。
- 万一複数の安全区分の機器、ケーブル等が設置されている制御盤の機能が全て喪失しても、原子炉の安全停止が可能であることを整理して提示すること。
- 格納容器内の系統分離について、整理して提示すること。
- 火災防護対象機器等の系統分離の考え方について、要求事項に対する適合性の観点から再整理して提示すること。
- 格納容器内の電線管について、実証試験において30分間の耐火性能を有するとしているが、1時間の耐火性能を有することも確認して提示すること。
- 火災が隣接火災区域に伝播するのか整理して提示すること。
- 異区分区画内の個別の火災防護対象設備について、それぞれの設備を火災区画とするかを明確に整理して提示すること。
- 火災区域R-9の詳細な火災影響評価を削除した理由を提示すること。
- 区分Iのみでプラント停止維持が可能であることを整理して提示すること。また、設置変更許可申請書添付十の記載との整合性について整理して提示すること。
- 局所消火について、確実性を担保する根拠を整理して提示すること。
- 中央制御室のコンクリートピット内の感知・消火方法について、ケーブル処理室と同様、例外対策の内容を整理して提示すること。
- 1時間耐火壁対策を採用するのはケーブル処理室のみであることを確認して提示すること。
- 中央制御室外の停止制御盤に対する火災影響評価のスクリーンアウトの考え方を整理して提示すること。
- 複合体内で発生した煙について、室内の煙感知器で感知できるのか確認して提示すること。
- 床ファンネルからの煙流入防止対策を整理して提示すること。
- 中央制御室の可搬型排煙設備の概要を整理して提示すること。
- 耐火壁を設置することにより、設置場所の構造上、現状の設備に対する影響がないかを確認して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部火災について